

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但本日にかぎらず翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 土地改良事業計画の認可申請
土地の公用廃止
土地改良事業補助金交付規程の一部改正
米穀類卸売販売業者の登録
小売販売業者の営業廃止
- ◇人委告示 選考により採用する職について
昭和三十八年三月二十四日鳥取県告示第百
十六号中訂正
- ◇正誤

告示

鳥取県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、尾高井手土地改良区及び五千石井手土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認

可の申請があつたので当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請をそれぞれ適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覽に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間

昭和二十八年四月一日から同年四月二十日まで

三 縦覽の場所

西伯郡大幡村役場

” 五千石村 ”

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて

知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十七号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 気高郡千代水村大字江津字前田 一六三番地先 一畝十八歩
- 二 同 所 一五五番地先 二畝 二歩
- 三 同 所 一五八ノ一番地先 二畝十五歩
- 四 同 所 一五六ノ一番地先 九歩
- 五 同 所 一五一ノ一番地先 十一歩

(関係図面は土木部管理課保管)

鳥取県告示第百三十一号

土地改良事業補助金交付規程(昭和二十七年八月鳥取県告示第百七十七号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第三條に次の一項を加える。

4 知事は特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

附 則

この規則は、昭和二十七年年度の補助金から適用する。

鳥取県告示第百三十三号

昭和二十八年における米穀類の販売業者の登録の特例に關する省令(昭和二十七年農林省令第八十九号)第三條の規定により次の者に対し卸売販売業者の業者登録をした。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 氏名又は名称 営業所々在地

- 一 鳥取県経済農業協同組合 鳥取市東品治町一九ノ五番地

二 鳥取県東部米穀卸協同組合 吉方七八九番地

三 米雜穀卸協同組合 東品治町六九番地

四 中島精麦製粉株式会社 一九一番地

五 鳥取県中央農業協同組合 東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二ノ一番地

六 中部米穀卸協同組合 新町三丁目二二八九番地

七 西部 米子市西町二一番地

八 米子米雜穀卸有限公司 立町三丁目二一番地

鳥取県告示第百三十五号

次の主要食糧小売販売業者甲は昭和二十八年四月一日から営業を廃止する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 氏 名 営業所々在地

- 一五九 白岩岸太郎 八頭郡智頭町智頭一、六四八

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

職員に任用に關する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号)第十九條に規定する選考により採用する職を次のとおり定める。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

選考により採用する職

第一号關係

(職務の級七級以上の職又はこれに相当するものと人事委員会が認める職)

- 1 職務の級七級以上の職
- 2 吏員の級二級以上の職
- 3 係長以上の職務に従事する職
- 4 職員として受ける給料に相当する手当月額額の二割を減じた額が、職員の給与に關する條例(昭和二十六年鳥取県條例第三号)第三條第三項に定める給料

